

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 4 年 6 月 3 日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

請求人は、〇〇歳のときに〇〇に渡航して、以後〇〇において講師として日本語等を教えるなどしていた。〇〇歳のときに、脊椎狭窄症を患い歩行も困難となったため、日本に帰国し治療を行ったこともあったが、治療が終わると〇〇に戻って活動を行った。令和 2 年 9 月、請求人は自宅で転倒して激痛で動けなくなり、日本に帰国した。その後回復したが、新型コロナウイルス蔓延等のために、〇〇への帰国が困難となった。

請求人は、日本人であるため、パスポート持参で行わなければならない〇〇国内からの出金、送金等ができなくなり、やむを得ず、日本国において生活保護の支給を受けることとなった。

請求人は、〇〇に渡航することができれば自立生活をするのが可能である。〇〇に帰国するために必要となる費用は、航空運賃のほか、〇〇政府の許可を取得するための費用等がある。請求人

は、福祉事務所から重大な人権侵害を含む不適切な対応を受け続けているのであり、速やかに渡航費用の支給を認めるべきである。

航空運賃以外の諸費用がなければ、〇〇で就労することはできない。請求人としても、〇〇でのワーキングビザを取得するための費用がなければ、保護申請する意味がない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 5月 26日	諮問
令和 5年 8月 25日	審議（第81回第2部会）
令和 5年 10月 20日	審議（第82回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護基準・保護の種類

法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとする。

法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、同項 1 号は、保護の種類として「生活扶助」を挙げ、法 12 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲として「移送」（2 号）を定めている。

(2) 移送費

保護基準別表第 1・第 3 章・3 は、移送費について、「移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。」と定める。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7・2・(7)・アは、移送は、次のいずれか（(ア)から(ク)まで）に該当する場合において、なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費等とする旨を規定し、同・(サ)は、「被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」としている。

局長通知第 7・2・(7)・ア・(ア)は、「生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合」である。

(3) 保護の変更の申請に対する決定・通知

法 24 条 9 項により準用される法 24 条 3 項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

(4) 局長通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

(1) これを本件についてみると、処分庁は、請求人の〇〇への渡

航費に関し、航空運賃の支給を求める前回申請に対して「就労に伴う移住のための渡航費」として航空運賃を一時扶助することを決定し（前回処分）、令和3年12月27日に請求人に636,440円を支給したことが認められる。そして、航空運賃以外の費用の支給を求める本件申請に対して、入国に必要な諸費用については、生活保護制度において、支給できる余地がないとして、却下したこと（本件処分）が認められる。

〇〇への渡航費に関し、本件申請において請求人が支給を求める入国許可証の取得申請等（申請内容の詳細は明らかでないが、前回申請書に添付された見積書から支給済みの航空運賃を除くものと推量される。）は、請求人が〇〇に入国するために要する費用と判断される。

法における移送について、保護基準において、移送費の額は移送に必要な最小限度の額とすることが、局長通知において、移送の範囲が定められているところ（上記1・(2)）、移送先の〇〇に入国するために要する費用は、局長通知第7・2・(7)・アにおいて定める移送費のいずれにも該当しない。

そうすると、処分庁が、入国に必要な諸費用は生活保護制度において支給できないとして本件申請を却下したことは、局長通知の定めにも則ったものといえることができる。

- (2) 以上によれば、本件処分は、上記1の法令等に則って適正になされたものといえることができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、航空運賃以外の諸費用がなければ、〇〇で就労することはできないとして、本件処分の取消しを主張する。

しかし、処分庁が、上記1の法令等の定めにも則り、本件処分を行ったと認められることは、上記2で述べたとおりである。

なお、請求人は、〇〇への帰国を希望しているなどと担当職員に述べたことは一切ない旨を主張するが、請求人が〇〇への渡航費を保護申請するに至った経緯は、本件処分の適否に影響するとは

認められない（本件審査請求の対象である本件処分は、本件申請に対してなされたものである。）。

したがって、請求人の主張は理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- 5 前回申請に対する一時扶助処分は、本件審査請求の対象外であるが、念のため付言する。前回申請について、処分庁は、局長通知第7・2・(7)・アに基づき、請求人の自立を助長するものと判断して、請求人に対して航空運賃に相当する額を一時扶助したことが認められる。しかし、要保護者を外国へ移送するための費用を保護費として支給することが生活保護法の趣旨に適するものとは考え難い。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、山口卓男、山本未来